

河計 第1094号
平成21年2月10日

国土交通省
近畿地方整備局長 様

兵庫県知事



淀川水系河川整備計画の策定について（回答）

平成20年6月20日付け国近整河第13号で照会のありました標記のことについて、下記のとおり意見を回答します。

記

1 猪名川銀橋周辺狭窄部の開削について

猪名川については昭和57年度に国土交通省、大阪府、兵庫県等で策定した「猪名川流域整備計画」に基づき、計画的に「総合治水対策特定河川事業」に取り組んできたところである。本計画での銀橋周辺狭窄部の開削については、川西池田地区の整備完了後速やかに実施するとの考え方であったと認識しており、本文案（P79、17行目）を下記のとおり修正していただきたい。

《修正文案》「現在総合治水対策特定河川事業として進めている銀橋周辺狭窄部の開削については、狭窄部上流が浸水常襲地帯となっていることに鑑み、猪名川直轄管理区間の川西・池田地区における総合治水対策特定河川事業による築堤・護岸及び河道掘削の完了後速やかに実施する。狭窄部のその後のさらなる開削については、神崎川及び猪名川直轄管理区間における河川整備の進捗状況に応じて関係機関と調整する。」

2 余野川ダムについて

実施時期を検討するとされている余野川ダムの清算については、利水者等と十分協議・調整をされたい。また、既に整備された施設や取得された事業用地について、財源措置、執行体制などを含め、国の責任で適切に管理されたい。

3 丹生ダムについて

調査検討を行うとされている丹生ダムについては、人口減少等により長期的には水需要の減少が想定される中で、渇水対策容量の確保にあたって、長期的な需要変化を踏まえた必要性・緊急性が十分に示されていない。

渇水対策容量確保の必要性・緊急性の有無とあわせて、洪水期初期の琵琶湖制限水位を高く維持するなどの弾力的な水位操作による異常渇水時の水位低下を抑制する方法や、費用負担のあり方などについても幅広く検討されたい。

近畿地方整備局

河計第84号

21年2月10日

4 猪名川流域整備計画について

猪名川流域では国、兵庫県、大阪府及び流域市町が「猪名川流域総合治水対策協議会」を設立し、昭和 57 年に「猪名川流域整備計画」を策定して総合的な治水対策を進めている。近年の異常気象等による洪水に対して、流域での貯留や流域からの流出抑制など総合的な治水対策をより一層進める必要があり、河川整備計画に猪名川の総合治水対策を引き続き推進する旨の記述をしていただきたい。

5 猪名川の堤防補強について

猪名川で浸食に対する安全度が低いため対策が必要とされている区間があるが、他区間と比較して優先度が低いとされ 10 ヶ年を目途に実施する区間に位置づけされていない。背後地に人口・資産が集中していることから、早期に堤防補強を実施していただきたい。

6 河川整備計画の実施にあたっての関係者との協議・調整について

- ① 猪名川直轄区間の整備、一庫ダム操作方法の変更については神崎川、猪名川の指定区間の治水安全度に影響があるため、その実施時期、実施方法について、本県と十分協議・調整されたい。
- ② 丹生ダム、川上ダムの利水撤退に伴う清算については、利水者と十分協議・調整されたい。
- ③ 許可工作物の改築あるいは水利権の見直し等が必要な場合は、施設管理者・利水者と十分協議・調整されたい。
- ④ 渇水調整の円滑化にあたっては、従来からの調整方法も踏まえ、利水者と十分協議・調整のうえ進められたい。
- ⑤ 猪名川の正常流量確保のための水利用の合理化にあたっては、現在の水利用の実態を考慮のうえ、利水者と十分協議・調整のうえ進められたい。
- ⑥ 猪名川の河川敷における利用形態や公園整備の見直しにあたっては、現状の利用状況と地域要望を考慮したうえで、関係者と十分協議・調整されたい。
- ⑦ 水上オートバイのあり方の検討にあたっては、関係者と十分協議・調整のうえ、より一層の取り組みを推進されたい。
- ⑧ 一庫ダム、瀬田川洗堰などの既存水源開発施設の統合操作や再編、運用の見直しにあたっては、現行の利水機能が適切に確保できるよう、十分協議・調整されたい。
- ⑨ 淀川大堰の水位操作の改善にあたっては、既存の水道用水取水に影響があることから、利水者と十分協議・調整されたい。